

第3号 弔慰及び災害見舞規程

関東信越税理士会新潟県支部連合会

昭和33年4月1日 施行
昭和40年4月1日 一部改定
昭和45年7月11日 一部改定
昭和47年9月9日 一部改定
昭和50年11月22日 一部改定
昭和52年6月12日 一部改定
昭和57年6月16日 一部改定
昭和63年2月22日 一部改定
平成4年6月8日 一部改定
平成8年4月18日 一部改定
平成12年6月13日 一部改定
平成14年3月25日 一部改定
平成17年3月28日 一部改定
平成22年12月17日 一部改定

第1条 関東信越税理士会新潟県支部連合会(以下、県連という)会員に対する弔慰及び災害見舞に関する取扱いは本規程の定めるところによる。

第2条 税理士会員及びその配偶者等が死亡したときは下記によりこれを弔慰する。

1 税理士会員の死亡

(1) 弔慰金、本会入会年数

10年未満	50,000円
10年以上	70,000円

(2) 花輪又は生花

1	基
---	---

2 税理士会員の配偶者死亡

(1) 弔慰金

10,000円

(2) 花輪又は生花

1	基
---	---

3 税理士会員の父母及び子の死亡(義父母の場合は要同居)

花輪又は生花

1	基
---	---

4 退会した税理士会員の死亡

退会した税理士会員で会長が適当と認められた者

花輪又は生花1基	若しくは相当額
----------	---------

第3条 会員の事務所又は税理士会員の居宅等が不慮の災害により損害を被ったときは、見舞金として20,000円を贈呈する。ただし、同一災害による一会員の見舞金の限度額は20,000円とする。

第4条 前条の災害が広汎に及ぶ風水害、震災等による場合は、前条の基準によらず、別に県連役員会の協議に基づき決定する。

第5条 税理士会員が、長期にわたる疾病にかかったとき及び事故により負傷したときは下記により見舞金を贈呈する。

(1) 1ヶ月以上病臥したとき

10,000円

(2) 事故により負傷し、1ヶ月以上療養したとき

10,000円

第6条 会員に会費滞納があった場合には、当該規程の弔慰金等を充当することができる。

第7条 総ての事故発生、その状況は支部長よりの報告に基づき処理するものとする。